

第115回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成29年10月26日（木）10:10～11:20

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 7階 省議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

奥野総務副大臣、若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第106号「薬事工業生産動態統計調査の変更について」
- （2）諮問第107号「法人土地・建物基本調査の変更について」
- （3）諮問第108号「住宅土地統計調査に係る匿名データの作成について」
- （4）統計委員会専門委員の発令等について
- （5）部会報告（国民経済計算体系的整備部会から基本計画（GDPの基礎統計整備関係）の審議状況報告）
- （6）その他

5 議事概要

- （1）諮問第106号「薬事工業生産動態統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料1-1、1-2に基づき、説明が行われ、審議は産業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・従業者数の報告を廃止する理由について確認したい。
- 従業者数については他の調査の数値を活用することで対応できると思われるため、本調査で把握する必要があるかどうか検討している。
- ・理論的には他の調査の数値で代用できるとしても、実際に可能かどうか確認していただきたい。
- ・調査事項を一度廃止してしまうと、問題が発生した際に復活させることが難しいため、慎重に検討していただきたい。
- ご検討いただいた結果を踏まえ対応したい。

(2) 諮問第107号「法人土地・建物基本調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料2-1、2-2に基づき、説明が行われ、審議はサービス統計・企業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・本調査は、日本の土地と建物のストックを調べるのに重要な統計である反面、報告者負担が大きい。報告者負担の軽減を図る観点から、3点検討していただきたい。
 - ①前回調査結果を活用できないか。本調査はストックを対象としており、フローを対象とした調査に比べると変化が少ないため、プレプリント方式の活用等により報告者負担を軽減できると思う。
 - ②公開情報や公的情報を活用できないか。国土交通省が整備している不動産登記データが活用できないか。特に、不動産取引について、国土交通省が公開しているデータベースがあると思うので活用してほしい。
 - ③電子回答について、オンライン調査による対話型の回答は難しく、企業からは、社内で整備した電子ファイルでの提出要望が多いと思われる。このため、当該データの提出をもって回答に代えることによる報告者負担の軽減の検討も行っていただきたい。
- 御指摘の事項については部会審議の中で確認を行わせていただく。
- ・土地に係る調査には、法人土地・建物基本調査のほかにも住宅土地統計調査等があるが、これらを個別に審議するだけではなく、統一的に見ないとデータが何を表しているか分からない。このため、個別の基幹統計調査ごとに単発で諮問、答申をするだけでは十分ではないかもしれない。具体的には、法人土地・建物基本調査や住宅土地統計調査で、どのような調査をし、地域でどのようにマッチングしていくかについて、今後、考えていく必要がある。

また、基幹統計調査の変更に先立って、試験調査を実施する例があるが、試験調査が終わって本体調査の諮問が出てきた段階では内容を変更することは難しい。このため、試験調査を実施する前に統計委員会でも議論できるシステムを作る必要があるのではないか。今回の審議で検討してほしい。

一西郷部会長と御相談の上、部会での検討をお願いしたいと考えているが、御指摘の件は、より中長期な観点からの課題と考えている。また、試験調査については、一般統計調査として総務大臣に承認申請があれば、統計委員会にも前広に情報を提供する方策も検討できるが、試験調査を行わず、ヒアリング等で検討する場合もあるため、方法については今後検討させていただきたい。

(3) 諮問第108号「住宅土地統計調査に係る匿名データの作成について」

総務省統計局から資料3に基づき、説明が行われ、審議は匿名データ部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・平成20年のデータを提供することであるが、10年近く前の調査であり、提供開始までの時間が非常に長くなっているが、提供時期について、何かルール化できないのか。
- ・提供時期については、部会でも審議したい。

(4) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料4-1、4-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員の指名がなされた。

(5) 部会報告（国民経済計算体系的整備部会から基本計画（GDPの基礎統計整備関係）の審議状況報告）

宮川部会長から資料5-1、5-2、5-3に基づき、報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・SNAの統合比率を検討結果に従って見直すこと自体に異論はないが、依然としてそれなりの大きさの乖離が残る。統計委員会としても、然るべき場において、統合比率の適切性・頑健性を検証するために所要の対応をすると聞いている。ついては、内閣府、事務局は速やかに対応してほしい。

今回の部会の議論はエポックメイキングだと思う。今回は内閣府の問題だが、他の統計も同じ問題がある。統計委員会に速やかにデータを提出してもらい、共有して分析を行い、早期に結論を得て実装するという新しいやり方を定着させていきたい。その際、関係府省はデータについての問い合わせに真摯に対応してほしい。また、委員の先生方にも分析提案に協力いただきたい。データの共有は基本的に統計委員会の中でと考えているが、将来的には開示も考えなくてはならないのではないのか。今後どういう形でデータを出していくか、ということはきちんと考えていきたい。

SUTタスクフォースの検討結果が、実効性のある計画となることを期待してい

る。不確定な要素も多いので、ある程度の思い切りは必要となる。また、検討状況を踏まえて、随時、計画を見直していく姿勢が不可欠だろう。関係府省及び事務局は引き続き精力的な検討をお願いしたい。

最後に、消費者物価指数における家賃の品質調整には、経年劣化と住宅の品質向上分の混在という重要な問題があるが、現在のデータでしっかりと分離するのはほぼ不可能だ。百点満点ではなくても現状よりは実勢に近い推計値が得られる、というところで現実的に対応するのが望ましい。将来的には調査項目を変えて品質変化を捉えることも考えられるが、それが可能かどうかを含め、かなり難しい問題だ。統計局においては、体制の強化も含めて検討を加速し、しっかりとした結果を出してほしい。次期基本計画の成果として、消費者物価指数の次回基準改定において、家賃の品質調整を反映した参考指数が公表されることを強く希望する。

- ・ 需要側推定値と供給側推定値の統合値について、改めて検討する場を設けるといふ点について。統計委員会が統計データの推計方法や検証作業の役割を担っていくことは意義があると思う。その信頼性を確保するためには、第三者機関として予断なく客観的に検証が行われていることが担保される仕組み、あるいはルールが必要だろう。ただ、この件は、責任ある担当部局が最善と考えられる方法により検証した結果なので、受け入れてよいのではないか。データを共有することによっていろいろな推計結果が出てきて、かえって議論が混乱するように思われる。
- ・ 根拠も含め、統計作成の方々が非常に高いモラルを持ってしっかりと分析していることに対しては、全く疑いを持たない。その一方で、統計委員会の委員の立場として、十分に理解し責任を持って、分析結果についてアクセプトしたいという気持ちも真摯に持っている。審議する以上、キーとなる情報は見せていただくことが必要ではないか。そして、その中には、データというエレメントは抜かすことはできないのではないか。このようなことを通じて、実際に頑健性が検証されれば、それ自身は非常に望ましいことだ。
- ・ 最終的には、もちろん書いた著者がベストな結論を出して報告していただくということで構わないが、統計委員会としては、レフリーのような形で判断するわけだから、どういうプロセスで、どういう計算をしているかということをも十分理解した上で合意を得たいと思う。もう少しデータを提供していただくなり、計算方法なりを説明していただきたい。
- ・ 統計委員会でこのような問題にどう対処するかということは、まだ制度もできておらず流動的だが、少なくとも検証可能性は非常に重要だと思うので、今後を含めて世界標準の対応をするということからすると、きちんとしたデータを出していただいて、検証し、最終的に担当部局によって説得されるのなら、それが一番いい形だと思う。

今回はこの形で作業していただいて、今後は比較的早い段階でやっていきたい。そして、その中で、ベストプラクティスとして望ましい形を組み立てていきたい。

(6) その他

次回の統計委員会は、11月21日（火）午前10時から開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>